

# いちご一会とちぎ国体 自衛隊協力要請基本方針（案）

## 1 趣旨

いちご一会とちぎ国体の競技会運営に万全を期すため、自衛隊に協力を要請することとし、その基本的事項を定めるものとする。

## 2 協力要請の範囲

協力を要請する範囲は、競技会の運営に係る次の事項に関することを基本とする。

- (1) 通信に関すること。
- (2) 輸送に関すること。
- (3) 医療及び救急に関すること。
- (4) 会場内外の整理に関すること。
- (5) その他競技会の運営に関すること。

## 3 協力要請期間

協力要請期間は、協力要請業務の遂行上必要な期間とする。

## 4 協力要請手続

協力要請手続は、次により進めるものとする。

- (1) 協力要請計画書案の作成  
協力を要請する県外の競技会を運営するいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び県内の競技会を運営するいちご一会とちぎ国体会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、それぞれ関係競技団体と協議・調整の上、協力要請計画書案を作成する。また、市町実行委員会は、作成した協力要請計画書案を県実行委員会に提出する。
- (2) 協力要請計画書の作成  
県実行委員会は、4 (1)の協力要請計画書案について、自衛隊及び市町実行委員会と協議、調整の上、協力要請計画書を作成する。
- (3) 協力要請  
協力要請計画書に基づき、県実行委員会会長は防衛大臣に対し、協力を要請する。
- (4) 協定締結  
県実行委員会は、協力要請後、自衛隊と協力に関する協定を締結する。

## 5 業務分担

県実行委員会と市町実行委員会との業務分担は概ね次による。

- (1) 県実行委員会が分担する業務
  - ア 自衛隊及び関係機関との連絡調整並びに協力要請計画書の作成
  - イ 自衛隊への協力要請及び協定締結
  - ウ 全般的な協力要請に係る自衛隊への物品の提供及び便宜供与
- (2) 市町実行委員会が分担する業務
  - ア 関係競技団体との連絡調整及び協力要請計画書案の作成
  - イ 協定締結に基づく競技種目別覚書の交換
  - ウ 自衛隊との細部事項に係る連絡及び調整
  - エ 競技種目別協力要請業務に係る自衛隊への物品の提供及び便宜供与

## 6 経費負担区分

県実行委員会及び市町実行委員会は、前項の業務分担に基づき必要な経費をそれぞれ負担する。

## 7 その他

この方針に定めるもののほか、自衛隊への協力要請に関して必要な事項は、別に定めるものとする。